

件名

○資産の流動化に関する法律施行規則第二十六条第二項第五号並びに第九十一条第二号イ及びロの規定に基

づく特定目的会社が発行を予定する特定約束手形が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の

二に規定する指定格付機関から取得する必要がある格付を指定する件を廃止する件

○金融庁告示第 号

資産の流動化に関する法律施行規則第二十六条第二項第五号並びに第九十一条第二号イ及びロの規定に基づく特定目的会社が発行を予定する特定約束手形が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要がある格付を指定する件（平成十二年十一月金融庁告示第四十六号）は、平成十二年十二月三十一日限り廃止する。

平成二十二年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範